

4/30 朝日

海自、初の米艦防護へ

北朝鮮警戒・安保法制の新任務

2015年に成立した安全保障関連法に基づいて、平時から自衛隊が米軍の艦船などを守る「武器等防護」を実施するよう、稻田朋美防衛相が初めて自衛隊に命じたことが分かった。米海軍の補給艦が防護対象という。複数の政府関係者が明らかにした。

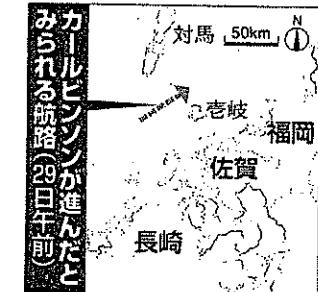
「いざも」あす出港

自衛隊法に基づき、武器などの防護のため、自衛官が必要最小限の範囲で武器を使える。昨年11月から12月にかけて南スタンの国

連平和維持活動(PKO)に派遣された陸上自衛隊の部隊に「駆けつけ警護」の

任務が加えられたのに続き、安保法制に基づく自衛隊の任務が本格化する。政府関係者によると、海上自衛隊の護衛艦「いづも」が5月1日前に横須賀基地(神奈川県)を出港。房総半島沖周辺で米海軍の補給艦と合流し、四国沖までこの補給艦を防護しながら一緒に航行する計画。この補給艦は、北朝鮮による弾道ミサイル発射への警戒などをしている米太平洋艦隊の艦船に補給する見通し。29日に対馬海峡から日本海に入った米海軍原子力空母カール・ビンソンは、日本海に入った北朝鮮のさらなる挑発を抑えるため、同日から日本海で韓国海軍と合同訓練を始めた。

政府関係者によると、安倍政権は当初、日米共同訓練中の初実施を検討した。しかし、実際の任務中でも共同訓練中でも、「近くを航行する米艦を防護する」という性質に違いはないとの判断したという。



武器等防護

自衛隊法95条の2は、平時、あるいは武力攻撃を受けたとまでは言えない「グレーゾーン事態」で、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動」に関わっている米軍などの武器や設備などを防護するため、自衛官が「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」で武器を使えると定める。

北朝鮮による弾道ミサイル発射を警戒している米海軍のイージス艦▽放置すると日本が攻撃されるおそれのある「重要影響事態」における後方支援活動▽日米共同訓練一一などが想定されている。

安倍政権は、2015年12月に「武器等防護」の運用指針を決定。集団的自衛権を行

使する際の「新3要件」は適用されず、実施の判断は防衛相に委ねられている。前年の実施結果を国家安全保障会議(NSC)に報告するが、放置したら日本が攻撃される恐れのある「重要影響事態」に至らない平時の段階での公表は、「警護の実施中に特異な事象が発生した場合」が例示されているのみ。チェックや情報公開が不十分では、との指摘がある。(土居貴輝)